

過誤処理について

給付費の請求後、既に支払が済んでいる利用者の請求内容を訂正する場合は、まず、訂正したい内容がある請求を明細書単位で取下げ(市に返金)をして、支払がなかった状態に戻してから、請求をやり直す必要があります。その月の一日分の給付費や、加算の一部分のみを訂正することはできません。

1.通常過誤

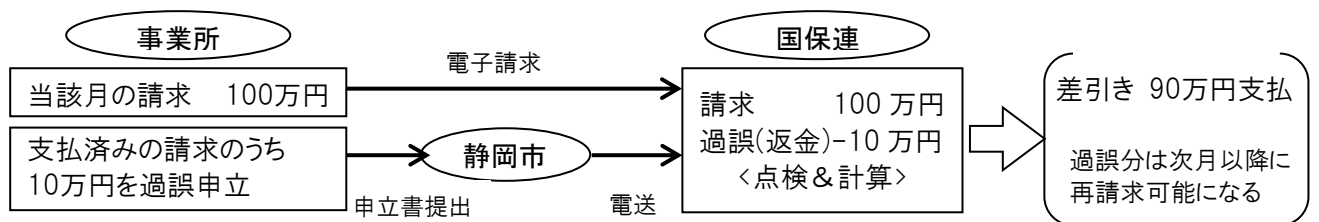
- ①事業所は「過誤申立書」を静岡市障害者支援推進課に提出する。(毎月5日㍻)
- ②静岡市は「過誤申立書」の受理後、国保連に当該過誤申立情報を送信する。
- ③国保連は静岡市からの過誤申立情報に基づき、その請求情報の取下げを行う。
- ④国保連から事業所に「過誤決定通知書」が送付される。
- ⑤事業所は通知を確認した後、正しい内容で再請求を行う。

事業所は静岡市に、どの月の、どの利用者の給付費を取り下げるのか記載した「過誤申立書」を提出します。

静岡市は国保連にその情報を送信し、国保連は事業所のその月の請求額から過誤申立(取下げ)を行った金額を差し引いて給付費を支払います。これにより、給付費が市に一旦返金されます。

事業所は過誤申立(取下げ)を行った翌月以降に、給付費の再請求を正しい内容で行います。これを通常過誤といいます。

■例1



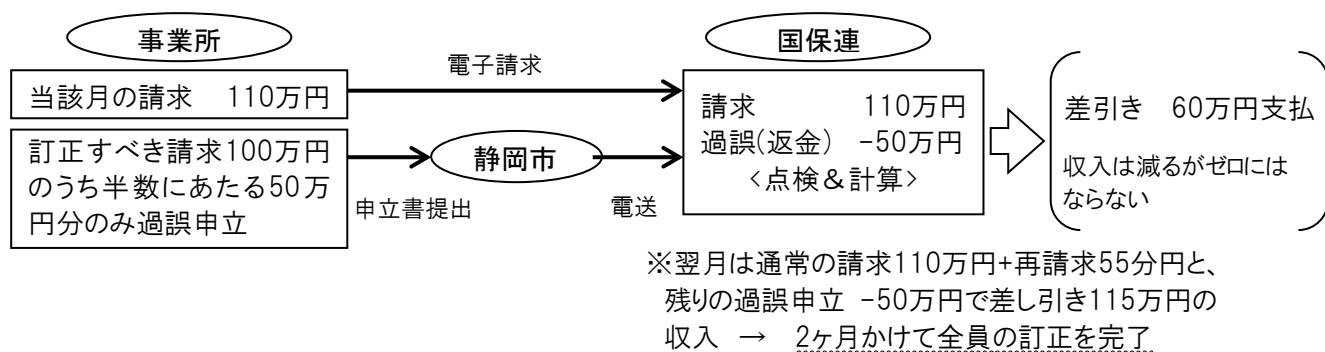
過誤申立を行うと、その月は事業所の収入が減り、その翌月には再請求を行うことによって収入が増えます。

そのため、例えば事業所の利用者全員分の請求を訂正しなければならないときなどは、過誤申立を行った月の収入が大幅に減少します。

このような場合には、事業所の運営に支障が出ないように過誤申立の件数を調整してください。

1度に全員分を処理するのではなく、半分ずつ2ヶ月に分けて処理する等の調整が考えられます。

■例 2



2.同月過誤

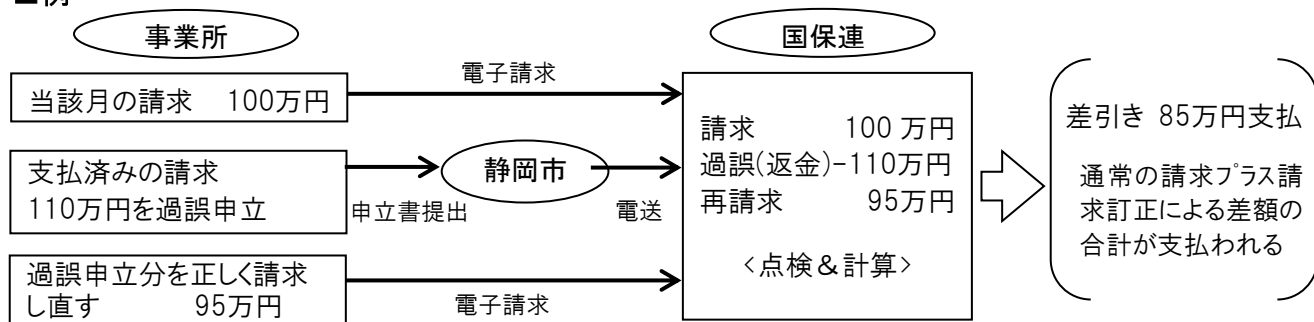
通常過誤が原則となりますが、次のような場合等で、大規模な処理を行うときは、過誤申立をした月と同時に再請求を行うことができます。これを同月過誤といいます。

同月過誤の場合も、おおまかな流れは通常過誤と同じですが、過誤申立(取下げ)と同じタイミングで再請求を行う必要があります。

- ・加算算定の解釈が誤っていた。国の通知により変更になった。
 - ・運営指導等で指摘され、給付費を返還する。
- 静岡市から国保連に「同月過誤」を依頼
※事前に市にご相談ください。

同月過誤処理では、過誤分の返金と再請求を同月に行うため、過誤申立に伴う一時的な収入の落ち込みを防ぐというメリットがありますが、1回の請求作業で事務量が増えることがあり、注意が必要です。

■例



注意！

同月過誤を行った場合でも、請求内容に誤りがあって返戻になれば、その分の収入が減り、十分な効果が得られません。請求内容をよく確認し、返戻とならないよう正しい請求を行ってください。

また、訂正後の給付費が訂正前の給付費よりも小さい(減額となる)場合には、同月過誤を行っても収入減となります。

請求スケジュールの確認、収支額の試算などを行い、事業運営に支障がでないように準備してください。